会費変更案 2021/11/26 島川

## 変更案

第9条 会員は会費15、000円を納付するものとする。

- 2. 年会費は、3月まで納入するものとする。納入したもののみ協会登録・保険加入する。
- 3. 中途入会者については、入会金8、000円を徴収、徴収者のみ協会登録・保険加入する。
- 7. 特別会員(住まいの関係で数回の試合しか参加出来ない)は、会費として4000円徴収、徴収者のみ協会登録・保険加入する。

-----

## 現狀規約

## [会 費]

第9条 会員は会費10、000円を納付するものとする。

- 2. 年会費は、3月までに納入するものとする。
- 3. 中途入会者については、入会金4,000円を徴収し、県協会費、保険入会金とする。
- 4. 年会費未納者については、2年間未納の場合、「脱会」扱いとする。
- 5. 会員は会の定めたジャージを所有し、対外試合においては必ずこれを着用する。
- 6. ジャージは自弁とする。
- 7. 特別会員(住まいの関係で数回の試合しか参加出来ない)は、会費として4000円徴収する。